

インボイス制度でお困りの中小企業 組合、中小事業者などの皆様へ



専門家を無料で 派遣します



本会では、**インボイス制度**の中小事業者等への周知を目的に、講習会の開催や専門家の派遣を行っております。令和5年10月1日より**インボイス制度**は実施され、これまでの請求書とは異なる適格請求書の発行が必要になる等、どの事業者も対応の検討が必要です。また、**インボイス制度**にかかわる電子帳簿保存法や取引業者との関係における独占禁止法なども検討が必要です。

組合事務局の皆様の中には「**インボイス制度**が10月から始まると聞いたけどどうすれば良いかわからない」と疑問に思っておられる方や、上手く答えられないとお悩みの方も多いと思われます。

そうした組合事務局や会員企業様のもとに、無料で税理士や弁護士等の専門家を派遣いたします。是非ともこの機会に**インボイス制度**の概要や不明点について、専門家にお尋ねください。

申込期間：令和5年2月～12月

(予算に限りがございますので、お早めにお申込みください)

申込方法：裏面に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。追って担当者より日程調整のご連絡をさせていただきます。

専門家が伺います



【税理士法人ヴェンティ】
税理士 杉浦 大明



【山口隆司税理士事務所】
税理士 山口 隆司



【清水英文税理士事務所】
税理士 清水 英文

その他の税理士や弁護士の専門家も派遣可能です。

インボイス支援事業 申込用紙

FAX 052-433-3353

(FAXにてお申込みください。追って担当者よりご連絡いたします)

ご希望の日 時をご記入 ください	第1希望		第2希望	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	
	[午前・午後] 時 分頃開始		[午前・午後] 時 分頃開始	
組合名				
担当者名				
実施場所				
TEL		FAX		
備考欄	相談したい専門家（どちらかに○）			
	税理士		弁護士	
	相談したい内容			

※上記の情報については、当会からのご案内など事業活動の範囲で利用し、それ以外の目的では利用しません。また、あらかじめご了承いただいた場合を除き、第三者への提供は行いません。

【お問い合わせ先】 愛知県中小企業団体中央会 中小企業支援部

〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル6階 中小企業支援室内
TEL 052-433-3343 FAX 052-433-3353 担当：國枝